平成２９年（フ）第２６号
兵庫県たつの市新宮町段之上684番地５
債務者　桂　　桃（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第２８０号
神戸市北区ひよどり台１丁目３番地　135棟102号、従前の住所神戸市須磨区高倉台１丁目３番３－404号
債務者　柚木脇あずさ（旧姓下内）
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５９号
広島県福山市日吉台２丁目32番１－301号　エバーグリーン日吉台
債務者　池田　美保
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第６３号
広島県福山市南松永町１丁目７番15号　南松永ハイツ103
債務者　佐藤　高廣
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第７０号
広島県福山市引野町北２丁目25番５－204号
債務者　若狭　利佳
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第５８０号
名古屋市南区堤起町３丁目１番地　堤起荘１棟602号
債務者　細川　信明
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８９号
名古屋市千種区新西１丁目４番１号　ラ・プリマヴェーラ２Ｃ号
債務者　大坪　千夏（旧姓南浦）
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６７６号
名古屋市北区上飯田西町３丁目56番地　サワダハイツ303号
債務者　浅生直保子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０号
沖縄県豊見城市字饒波48番地　かりゆしハイム102号室
債務者　鶴　　香織（旧姓島袋）
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第９９号
沖縄県浦添市安波茶１丁目53番９－104号　興儀マンション　塩川方、住民票上の住所沖縄県浦添市内間４丁目２番１－205号　コンフォート内間
債務者　屋嘉比めぐみ
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４７号
山口県防府市石が口１丁目10番５号　グレースＴ・Ａ棟202号室
債務者　後藤　美春
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１４０４号
千葉県市川市宮久保６丁目５番７号（宮久保テラスハウス101号）
破産者　興野　耕一
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３５号
千葉県船橋市西船１丁目６番２号
破産者　細野　雅昭
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１９２号
香川県丸亀市西本町２丁目５番18号、開始決定時の住所千葉市花見川区幕張町４丁目１番地１　レオパレスプラザハルＩ－106号
破産者　林　　隆夫
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２１８号
千葉市若葉区西都賀４丁目12番14号　コーポ芙蓉202号
破産者　及川　直樹
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３号
山梨県甲府市七沢町139番地５
破産者　株式会社ケントジュエリー
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４９０号
埼玉県川口市並木３丁目14番21号
破産者　株式会社アイ・ヘルパー・ジャパン
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３８号
東京都台東区上野５丁目13番４号
破産者　有限会社若林隆
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係